

会社法

第1章 会社法の意義 p1～4

1. 会社の意義 p1

[論点1] 一人会社の可否

2. 会社の権利能力の範囲 p1

[論点1] 会社の「定款…で定められた目的の範囲」内の行為（最判 S27.2.15・百1）

3. 法人格否認の法理 p1～2

[論点1] 法人格の否認の要件（最判 S44.2.27・百3）

[論点2] 法人格否認の法理の主張権者（東京高判 S51.4.28 等、東京高判 S48.8.26 等）

[論点3] 判決手続・強制執行手続（最判 S53.9.14、最判 H17.7.15・百4）

4. 会社の商人性・会社の行為の商行為性 p2

[論点1] 会社の商人性・会社の行為の商行為性（最判 H20.2.22・H20 重判9）

5. 名板貸会社の責任 p2～3

[論点1] 「商号」以外の名称等の使用許諾（最判 H7.11.30）

[論点2] 名板借人が商号の使用を許諾された「事業又は営業」（最判 S43.6.13）

[論点3] 「許諾」の態様（最判 S41.1.27）

[論点4] 「誤認」の意味

[論点5] 不法行為に基づく損害賠償債務（最判 S58.1.25、最判 S52.12.23）

6. 表見支配人 p3～4

[論点1] 「支配人」（10条）の意味（最判 S54.5.1）

[論点2] 「使用人」の意味

[論点3] 「会社の…支店」（最判 S37.5.1）

[論点4] 「名称を付した」

[論点5] 「当該本店又は支店の事業に関し」（最判 S54.5.1）

[論点6] 「相手方」の範囲（最判 S28.3.29）

[論点7] 「悪意」（最判 S30.12.19）

第2章 設立 p4～7

第1節. 序説 p5

準則主義／発起人／設立方法

第2節. 設立手続に関する問題点 p5～6

1. 出資の履行 p5～6

[論点1] 預合い

[論点2] 見せ金（最判 S38.12.6・百8）

2. 変態設立事項 p6

[論点3] 原始定款に記載のない財産引受け（最判 S61.9.11・百6）

[論点4] 無効主張の信義則違反（最判 S61.9.11・百6）

第3節. 設立中の会社の法律関係 p6～7

1. 設立中の会社 p6～7

[論点1] 設立中の会社

2. 設立費用 p7

[論点 2] 未履行の設立費用の帰属 (大判 S2.7.4・百 7)

3. 開業準備行為 p7

[論点 3] 発起人による開業準備行為 (最判 S38.12.24)

第4節. 成立後の株式会社に対する責任 p7

1. 任務懈怠責任 (53 条 1 項)

2. 対第三者責任 (53 条 2 項)

3. 出資に関する責任

(1) 出資の履行を仮装した場合の責任

(2) 財産価額填補責任

4. 疑似発起人の責任 (103 条 2 項)

第5節. 設立の無効・会社の不存在・会社の不成立 p7

第3章 株式 p9～26

第1節. 株式と株主 p9～12

1. 他人名義による株式の引受け p9

[論点 1] 他人名義による株式の引受け (最判 S42.11.17・百 9)

2. 株式の内容についての特別の定め p9

3. 種類株式 p9～10

4. 株主平等の原則 p10～11

[論点 1] 擬似配当 (最判 S45.11.24)

[論点 2] 株主総会での座席の取扱い (最判 H8.11.12・百 A8)

5. 利益供与の禁止 p11～12

[論点 1] 保証契約による主債務者に対する「財産上の利益の供与」(東京高判 H29.1.31・H29 重判 2)

[論点 2] 利益供与と株主総会決議の瑕疵の関係 (東京地判 H19.12.6・H20 重判 3)

[論点 3] 株式譲渡の対価としての利益供与 (最判 H18.4.10・百 14)

[論点 4] 違法性阻却 (東京地判 H19.12.6・H20 重判 3)

第2節. 株式の譲渡自由の原則・譲渡制限 p13～16

1. 定款による制限 p13～15

[論点 1] 会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力

(論証 1) 譲渡当事者間 (最判 S48.6.15・百 18)

(論証 2) 会社との関係 (最判 S63.3.15)

(論証 3) 一人会社 (最判 H5.3.30・百 [2 版] 18)

(論証 4) 譲渡人以外の株主全員の同意がある場合 (最判 H9.3.27)

[論点 2] 株式の譲渡担保 (最判 S48.6.15・百 18)

[論点 3] みなし承認 (145 条) 効力の制限 (平成 25 年司法試験設問 1)

2. 契約による譲渡制限 p15～16

[論点 1] 契約による譲渡制限

[具体例] 従業員持株制度と退職従業員の株式譲渡義務 (最判 H7.4.25・百 20、最判 H21.2.17・H21 重判 1)

第3節. 株式の準共有 p17～18

[論点 1] 株式の共同相続（最判 S45.1.22・百 13 等）

[論点 2] 株式の相続による原告適格の承継（最判 S45.1.22・百 13）

[論点 3] 準共有株式の権利行使者の指定方法（最判 H9.1.28・百 11）

[論点 4] 会社の組織に関する訴えを提起する場合にも 106 条が適用されるか（最判 H9.1.28・百 11）

[論点 5] 106 条但書の法意（最判 H27.2.19・百 12）

第 4 節. 株式の譲渡と権利行使の方法 p19～22

1. 株券発行前の譲渡 p19

[論点 1] 株券の成立時期（最判 S40.11.16・百 25）

[論点 2] 株券発行前の株式譲渡の効

[論点 3] 株券発行の不当遅滞（最大判 S47.11.8・百 A4）

[論点 4] 会社側から譲受人を株主として認めて株券を発行することの可否

2. 株主名簿の名義書換え p19～22

[論点 1] 株式の相続

[論点 2] 名義書換未了の株式譲受人の取扱い（最判 S30.10.20）

[論点 3] 名義書換未了株主の原告適格（名古屋地一宮支判 H20.3.26・百 A35）

[論点 4] 名義書換えの不当拒絶（最判 S41.7.28・百 15）

[論点 5] 会社側の落ち度により株式譲受人が名義書換手続をしていない場合（平成 25 年司法試験設問 1）

[論点 6] 失念株

（論証 1）剰余金配当・株式分割（最判 S37.4.20、最判 H19.3.8・百 16）

（論証 2）株主割当ての方法による募集株式の発行（最判 S35.9.15・百 A5）

第 5 節. 自己株式の取得・子会社による親会社株式の取得規制 p23～24

1. 自己株式の取得 p23～24

[論点 1] 手続規制違反の自己株式取得の効力

[論点 2] 手続規制違反の場合における無効主張権者

[論点 3] 違法な自己株式取得と自己株式処分との関係（平成 23 年司法試験設問②）

[論点 4] 財源規制違反の自己株式取得の効力

[論点 5] 違法な自己株式取得による会社の損害（最判 H5.9.9・百 21 参照）

2. 子会社による親会社株式の取得 p24

第 6 節. 投資単位の調整 p25～26

1. 株式の併合・分割 p25～26

2. 株式無償割当て p26

3. 端数の処理 p26

4. 単元株制度 p26

第 4 章 機関 p27～81

第 1 節. 機関総論 p27～28

1. 機関の概念 p27

2. 機関構成に関する基本的なルール p27～28

第 2 節. 株主総会 p29～42

1. 株主総会における決議事項 p29

〔論点 1〕取締役会と並んで株主総会でも代表取締役の選定・解職を決議できるとする定款の定め（最決 H29.2.21・H29 重判 6）

〔論点 2〕代表取締役の選定・解職を株主総会の専権事項とする定款の定め

2. 株主総会の招集 p30～32

〔論点 1〕招集手続を欠いた場合における全員出席総会の決議の効力

3. 株主提案権 p32

4. 一株一議決権の原則とその例外 p32～34

5. 議長の議事整理に関する権限 p34

6. 累積投票制度 p34～35

〔論点 1〕株主総会の招集通知への記載（最判 H10.11.26・百 A12）

7. 議決権を行使する方法 p35～37

（1）株主が株主総会に出席する p35

（2）議決権の代理行使 p35～36

〔論点 1〕議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の有効性（最判 S43.11.1・百 32）

〔論点 2〕議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の射程（最判 S51.12.24）

〔論点 3〕議決権行使の白紙委任の可否（平成 21 年司法試験設問 5）

〔論点 4〕代理人が委任状の指示に反して議決権行使した場合（平成 21 年司法試験設問 5）

〔論点 5〕議決権行使書面（311 条）と委任状（310 条）により矛盾する内容の権利行使がされた場合（平成 21 年司法試験設問 5）

（3）書面による議決権行使 p36

（4）電磁的方法による議決権行使 p36～37

（5）議決権の不統一行使 p37

8. 取締役の説明義務 p37

〔論点 1〕一括説明（一括回答）（最判 S61.2.29・百 35）

9. 株主総会決議の取消しの訴え p37～41

〔論点 1〕主張期間の制限（取消事由の追加主張）（最判 S51.12.24・百 37）

〔論点 2〕選任された役員がすでに全員退任している場合における訴えの利益（最判 S45.4.2・百 38）

〔論点 3〕ある年度の計算書類の承認決議の取消しの訴えの係属中に、次年度以降の計算書類の承認決議がされた場合における訴えの利益（最判 S58.6.7・百 39）

〔論点 4〕同一議案について再決議された場合における訴えの利益（最判 H4.10.29）

〔論点 5〕議案を否決した株主総会決議の取消しの訴えの適法性（最判 H28.3.4・H28 重判 5）

〔論点 6〕会社の組織に関する行為の無効の訴え（828 条 1 項各号）と承認決議取消しの訴えの関係

〔論点 7〕他の株主に関する手続上の瑕疵の主張（最判 S42.9.28・百 36）

〔論点 8〕決議取消判決の遡及効と第三者保護

10. 株主総会決議の不存在確認の訴え p41～42

〔論点 1〕「決議が存在しない」の意義

〔論点 2〕取締役選任決議の不存在の「瑕疵の連鎖」（最判 H2.4.17・百 41）

11. 株主総会決議の無効確認の訴え p42

〔論点 1〕決議無効確認の訴えと決議取消しの訴えの関係（最判 S54.11.16・百 43）

〔論点 2〕「決議の内容が法令に違反すること」の意味（平成 21 年司法試験設問 6）

第3節. 取締役・取締役会 p43～74

1. 取締役の資格等 p43

2. 取締役と株式会社との関係 p43

3. 取締役の選任・解任 p43～44

[論点 1] 339 条 2 項の責任の性質・要件・内容（最判 S57.1.21・百 44 参照）

[論点 2] 役員権利義務者に対する解任の訴え（最判 H20.2.26・百 45）

4. 取締役の職務執行停止・職務代行者の選任 p44

[論点 1] 取締役の職務執行停止・職務代行者選任の仮処分の効力（最判 S45.11.6・百 46）

[論点 2] 代表取締役職務代行者による臨時総会の招集（最判 S50.6.27・百 47）

5. 表見代表取締役 p44～46

[論点 1] 使用人に対する 354 条の類推適用（最判 S35.10.14）

[論点 2] 事実上の取締役に対する 354 条の類推適用（最判 S44.11.27）

[論点 3] 外観の存在

[論点 4] 名称の付与（＝外観への与因）

[論点 5] 「相手方」の範囲（最判 S59.3.29）

[論点 6] 「善意」の意味（最判 S41.11.10、最判 S52.10.14・百 48）

[論点 7] 354 条と 908 条 1 項の関係

6. 取締役会 p46～48

[論点 1] 取締役が会日を知っても出席できない状況下で行われた招集通知（平成 19 年司法試験設問 1）

[論点 2] 「特別の利害関係を有する取締役」の意味

[論点 3] 代表取締役は自己の解職議案に「特別の利害関係」を有するか（最判 S44.3.28・百 66）

[論点 4] 代表取締役は自己の選定議案に「特別の利害関係」を有するか

[論点 5] 特別利害関係取締役の地位（審議に加わることの可否）

[論点 6] 瑕疵ある取締役会決議の効力（最判 H28.1.22・H28 重判 6 参照）

[論点 7] 取締役の一部に対する招集通知を欠いた取締役会の決議の効力（最判 S44.12.2・百 65）

7. 代表取締役 p48～50

(1) 重要な業務執行 p48～49

[論点 1] 「重要な財産の処分」（362 条 4 項 1 号）（最判 H6.1.20・百 63）

[論点 2] 「重要な財産の…譲受け」（362 条 4 項 1 号）

[論点 3] 「多額の借財」（362 条 4 項 2 号）

[論点 4] 取締役会の承認を受けない代表取締役の個々の取引行為の効力（最判 S40.9.22・百 64）

[論点 5] 362 条 4 項違反による無効の主張権者（最判 H21.4.17・H21 重判 2）

[論点 6] 株主全員の同意がある場合における取締役会の承認の要否

(2) 代表権の濫用 p49～50

(3) 代表取締役の権限に対する内部的制限 p50

(4) 代表取締役の不法行為

8. 競業取引 p50～51

[論点 1] 「ために」の意義（東京地判 S56.3.26・百 55）

[論点 2] 「事業の部類に属する取引」（東京地判 S56.3.26・百 55）

[論点 3] 取締役による従業員の引き抜き

9. 利益相反取引 p52～58

(1) 直接取引 p52～54

〔論点 1〕 直接取引における「ために」の意義

〔類型〕

- 〔1〕 取締役が形式上も相手方会社を代表する場合
- 〔2〕 取締役が実質的に相手方会社を代表すると評価される場合
- 〔3〕 取締役がいずれの会社も形式的には代表しない場合
- 〔4〕 取締役と取引相手方との間に経済的一体性がある場合

(2) 間接取引 p54～56

〔論点 2〕 間接取引の成否の判断基準

〔類型〕

- 〔1〕 甲社と乙社の代表取締役を兼任する A が乙社を代表して甲社の債務を保証する場合
- 〔2〕 A が甲社と乙社の代表取締役を兼任している場合において、A 以外の代表取締役 B が乙社を代表して甲社の債務を保証するとき
- 〔3〕 甲社の債務を保証する乙社の代表取締役 A が甲社の 100%株主である場合
- 〔4〕 甲社の債務を保証する乙社の代表取締役 A が甲社株式を 51%以上保有している場合

(3) 手続 p56～57

〔論点 3〕 承認手続を経ない利益相反取引の効力

- ・直接取引の効力（取締役及び取締役が代理・代表した直接取引の相手方との関係）（最大判 S43.12.25・百 58）
- ・直接取引の効力（第三者（相手方からの転得者等）との関係）（最大判 S46.10.13・百 57）
- ・間接取引の効力（相手方や転得者との関係）（最大判 S43.12.25・百 58）

〔論点 4〕 無効主張権者（最判 S48.12.11）

〔論点 5〕 類型的にみて会社の利益を害するおそれがない取引

〔論点 6〕 株主全員の同意（最判 S49.2.6・百 56）

〔論点 7〕 一人会社と一人株主との間における利益相反取引（最判 S45.8.20）

(4) 監査等委員会の事前の承認 p57

(5) 任務懈怠の推定 p57～58

〔論点 8〕 利益相反取引における取締役の任務

10. 取締役の報酬等 p58～62

〔論点 1〕 取締役の報酬規制の趣旨（最判 H15.2.21・百 A17）

〔論点 2〕 個人別の報酬額の決定を取締役会に一任することの可否（最判 S60.3.26、最判 S31.10.5）

〔論点 3〕 退職慰労金の金額等の決定を取締役会に一任することの可否（最判 S39.12.11・百 61）

〔論点 4〕 使用人兼務取締役の使用人給与分（最判 S60.3.26）

〔論点 5〕 報酬の事後的な不支給又は減額（最判 H4.12.18・百 62）

〔論点 6〕 定款の定め及び株主総会決議を欠く場合（最判 H15.2.21・百 A17）

〔論点 7〕 定款の定め・株主総会決議を欠く報酬支給についての追認（最判 H17.2.15）

11. 任務懈怠責任 p62～68

(1) 成立要件 p62～68

〔論点 1〕 事実上の取締役

〔論点 2〕 会社を名宛人とする法令（最判 H12.7.7・百 49）

〔論点 3〕 経営判断の原則（最判 H22.7.15・百 50）

[判例 1] 完全子会社化のための株式の任意買取り (最判 H22.7.15・百 50)

[判例 2] 銀行の取締役の善管注意義務の水準 (最決 H21.11.9)

[判例 3] 会社の不祥事の公表 (ダスキン事件・大阪高判 H18.6.9・H18 重判 2)

[論点 4] MBO における取締役等の公正価値移転義務・適正情報開示義務 (東京高判 H25.4.17・百 54)

(論証 1) 取締役・監査役の公正価値移転義務

(論証 2) 取締役の適正情報開示義務

[論点 5] 取締役の他の取締役に対する監視義務 (最判 S48.5.22・百 71)

- ・非取締役会設置会社の取締役
- ・取締役会設置会社の代表取締役
- ・取締役会設置会社の代表権のない取締役
- ・名目的取締役
- ・信頼の権利

[論点 6] 親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務 (福岡高判 H24.4.13・百 53)

[論点 7] 取締役の使用人に対する監視義務 (東京地判 H13.1.25)

[論点 8] 内部統制システムの構築・運用 (最判 H21.7.9・百 52)

(2) 法定利率 p68

(3) 消滅時効 p68

(4) 連帯責任 p68

1 2. 対第三者責任 p69～71

(1) 429 条 1 項 p69～70

[論点 1] 名目的取締役

[論点 2] 適法な選任決議を経ない登記簿上の取締役 (最判 S47.6.15)

[論点 3] 退任登記未了の登記簿上の取締役 (最判 S62.4.16・百 72)

[論点 4] 事実上の取締役

[論点 5] 間接損害を被った株主

(2) 429 条 2 項 p70～71

[論点 6] 「虚偽の記載又は記録」

[論点 7] 虚偽記載等と損害の間の因果関係の要件

(3) 連帯責任 p71

1 3. 役員等の責任の減免・補償・責任保険 p72～74

(1) 任務懈怠責任の免除・限定 p72

(2) 補償契約による会社補償 p72～73

(3) 保険契約 p73～74

第 4 節. 監査役・監査役会 p75～77

1. 監査役の監査権限 p75

2. 非監査役設置会社 p75

3. 監査役の同意権・提案権・決定権・意見陳述権 p75～76

4. 監査役の兼任禁止 p76

[論点 1] 横すべり監査役 (最判 S62.4.21、東京高判 S61.6.26)

[論点 2] 顧問弁護士と監査役の兼任 (大阪高判 S61.10.24)

〔論点 3〕 弁護士資格を有する監査役による訴訟代理（最判 S61.2.18・百 74）

〔論点 4〕 兼任禁止にふれる者を監査役に選任する株主総会決議の効力（最判 H 元.9.19）

5. 監査役の報酬等 p77

〔論点 1〕 監査役の報酬等の決定を取締役会・監査役会に一任することの可否

第5節. 役員等の責任の追及等 p78～81

1. 株主代表訴訟 p78～79

〔論点 1〕 株主代表訴訟の対象となる「責任」の範囲（最判 H21.3.10・百 67）

〔論点 2〕 提訴請求書の宛名（最判 H21.3.31・百 A19）

〔論点 3〕 担保提供命令の要件である「悪意」の意味（東京高決 H7.2.20・百 68）

2. 多重代表訴訟等 p79～80

3. 違法行為等差止請求 p80

〔論点 1〕 「法令」の範囲

〔論点 2〕 経営判断の原則

4. 検査役の選任請求 p81

〔論点 1〕 持株要件の充足の基準時（最決 H18.9.28・百 59）

第5章 資金調達 p83～94

第1節. 募集株式の発行等 p83～91

1. 有利発行 p83～84

〔論点 1〕 有利発行の判断基準（1）シナジー分配が問題とならない場合（最判 S50.4.8 東京高判 S48.7.27・百 97）

〔論点 2〕 有利発行の判断基準（2）シナジー分配が問題となる場合

〔論点 3〕 非上場会社における募集株式の有利発行（最判 H27.2.19・百 23）

〔論点 4〕 違法な有利発行による会社損害の有無（東京地判 H24.3.15・H24 重判 8）

2. 出資の履行に関する問題点 p84～86

（1）仮払込み p84～85

〔論点 1〕 見せ金による払込みの効力

〔論点 2〕 仮払込みによる募集株式の発行等の効力

（2）債務の株式化（デッド・エクイティ・スワップ） p85～86

3. 新株発行の争い方 p86～91

（1）新株発行の差止請求 p86～87

〔論点 1〕 主要目的ルール（東京高決 H16.8.4・百 98、東京地決 H16.7.30）

〔論点 2〕 敵対的買収防衛策としての例外（東京高決 H17.3.23・百 99）

〔論点 3〕 株主割当てと主要目的ルール（平成 25 年司法試験設問 3）

（2）新株発行無効の訴え p87～90

〔論点 1〕 募集事項の通知・公告の欠欠（最判 H9.1.28・百 27）

〔論点 2〕 株主総会の招集通知における募集事項の記載の虚偽・欠欠

〔論点 3〕 差止仮処分命令違反（最判 H5.12.16・百 101）

〔論点 4〕 公開会社における株主の支配的利益への配慮

〔論点 5〕 公開会社における取締役会決議の欠欠（最判 S46.7.16・百 24）

〔論点 6〕 公開会社の有利発行における特別決議の欠欠（最判 S46.7.16・百 24）

〔論点 7〕 不公正発行

（論証 1）公開会社（最判 H6.7.14・百 102）

（論証 2）非公開会社

〔論点 8〕 非公開会社における株主総会の特別決議の欠缺（最判 H24.4.24・百 29）

（3）新株発行不存在確認の訴え p90～91

〔論点 1〕 新株発行の不存在（最判 H9.2.28）

〔論点 2〕 新株発行不存在確認判決が確定した場合の法律関係（最判 H15.3.27）

第2節. 新株予約権 p92～94

〔論点 1〕 募集新株予約権の有利発行

〔論点 2〕 新株予約権の行使条件の委任・変更・違反（最判 H24.4.24・百 29）

（論証 1）新株予約権の行使条件の決定を取締役会に委任することの可否

（論証 2）委任に基づき取締役会が定めた行使条件を付した新株予約権の発行後に、取締役会の決議により行使条件を変更することの可否

（論証 3）行使条件に反する新株予約権の行使による株式発行の効力

〔論点 3〕 新株予約権の行使による新株発行の無効主張の制限の是非

〔論点 4〕 差別的行使条件付新株予約権の無償割当て（最決 H19.8.7・百 100）

- ・新株予約権無償割当てにも 247 条が類推適用されるか
- ・差別的行使条件の株主平等原則違反（247 条 1 号類推）
- ・著しく不公正な方法（247 条 2 号類推）

第6章 組織再編 p95～112

第1節. 承継型組織再編 p95～99

1. 組織再編契約の締結 p95～96

2. 事前開示 p96

3. 株主総会の特別決議による承認 p96

4. 反対株主の株式買取請求権 p96～97

〔論点 1〕 組織再編対価の不当性は無効原因になるか（東京高判 H2.1.31・百 91）

〔論点 2〕 「公正な価格」の内容（最決 H24.2.29・百 87）

〔論点 3〕 「公正な価格」の基準日（最決 H23.4.19・百 86）

5. 債権者異議手続 p97～98

6. 組織再編の効力発生 p98～99

7. 事後開示 p99

第2節. 新設型組織再編 p100～101

1. 組織再編契約の締結・組織再編計画の作成 p100

2. 事前開示 p100

3. 株主総会の特別決議による承認 p100～101

4. 反対株主の株式買取請求権 p101

5. 債権者異議手続 p101

6. 組織再編の効力発生 p101

7. 事後開示 p101

第3節. 株式交付 p102～108

1. 概要 p102
2. 株式交付をすることができない場合 p102～103
3. 手続 p103
 - (1) 株式交付計画の作成 p103～104
 - (2) 株式交付子会社の株式の譲渡し p104～105
 - (3) 事前開示 p105
 - (4) 株主総会の特別決意による承認 p105
 - (5) 反対株主の株式買取請求 p105
 - (6) 債権者異議手続 p105～106
 - (7) 株式交付の効力発生 p106
4. 株式交付の効力が発生しない場合 p106
5. 株式交付の争い方 p106～107
 - (1) 効力発生前 p106～107
 - ・株式交付の差止請求
 - ・承認決議の取消・無効確認の訴え+仮処分の申立て
 - (2) 効力発生後 p107
 - ・株式交付無効の訴え
 - ・株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消し
6. その他 p107～108

第4節. 組織再編の争い方 p109～112

1. 効力発生の前・後
 - (1) 効力発生前 p109
 - ア. 承認決議の取消・無効確認の訴え+仮処分の申立て
 - イ. 株主の差止請求権
 - [論点1] 組織再編対価の著しい不当性は差止事由になるか
 - (2) 効力発生後 p109～110
 - [論点2] 組織再編契約における錯誤 (名古屋地判 H19.11.21・百 92)
2. 詐害的な会社分割 p110～112
 - (1) 会社分割無効の訴え p110～111
 - (2) 詐害行為取消権 p111
 - [論点1] 残存債権者による詐害的 会社分割の詐害行為取消し (最判 H24.10.12・百 93)
 - (3) 残存債権者の直接請求権 p111
 - (4) 法人格否認の法理 p111
 - (5) 設立会社による分割会社の商号 (又は名称) の続用 p111～112
 - [論点2] 会社分割への 22 条 1 項の類推適用 (最判 H20.6.10・百 A37)
 - [論点3] 名称続用への 22 条 1 項の類推適用 (最判 H16.2.20)
 - (6) 役員等の対第三者責任

第7章 事業譲渡等 p113～115

1. 概要 p113～114

[論点1] 「事業の…譲渡」の意義（最大判 S40.9.22・百 85）

[論点2] 「事業の重要な一部」

[論点3] 複数の取引の事業譲渡該当性判断における一体性（平成 27 年司法試験設問 2）

[論点4] 承認決議を欠く事業譲渡等の効力（最判 S61.9.11・百 6）

[論点5] 名称続用への 22 条 1 項の類推適用

2. 承認決議を要しない場合 p114

3. 事後設立 p114

4. 譲渡会社の債務についての譲受会社の責任 p114～115

第 8 章 計算 p117～121

第 1 節. 会計帳簿の閲覧謄写請求権 p117～118

1. 概要 p117

2. 論点 p117～118

[論点1] 請求の理由の具体性（最判 H2.11.8、最判 H16.7.1・百 77）

[論点2] 請求の理由を基礎づける事実の立証の要否（最判 H16.7.1・百 77）

[論点3] 閲覧・謄写の対象（東京高判 H18.3.29・H18 重判 5）

[論点4] 当該請求者のみの利害のための閲覧謄写請求の可否（最判 H16.7.1・百 77）

[論点5] 433 条 2 項 3 号の拒否事由（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3、最決 H21.1.15・百 78）

・現に協業関係にあることの要否（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3）

・「請求者」と競業者の一体性（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3）

・閲覧請求等により知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図の要否（最決 H21.1.15・百 78）

第 2 節. 剰余金の配当等 p119～121

1. 財源規制の必要性 p119

2. 財源規制の詳細 p120～121

3. 期末の欠損填補責任 p121

手形法・小切手法

第1章 手形法 p123～136

[手形法の理論体系] p123

1. 手形の性質 p124

2. 手形関係と原因関係 p124～125

[論点1] 手形の振出により原因債権が消滅するか（大判 T7.10.29）

[論点2] 手形債権と原因債権の行使の順序（大判 T5.5.24、最判 S23.10.14・百 86）

[論点3] 原因債権を先に行使する場合には手形の返還を要するか（最判 S33.6.3・百 87）

3. 手形行為総論 p125～126

[論点1] 手形理論

[論点2] 交付欠缺

4. 形式的要件／実質的要件 p126～127

[論点1] 民法の意思表示に関する規定は手形行為に適用されるか（最判 S54.9.6・百 6）

5. 他人による手形行為 p127～129

[論点1] 偽造者の責任（最判 S49.6.28・百 17）

6. 裏書 p129～130

[論点1] 裏書不連続手形の効果（最判 S31.2.7・百 53）

[論点2] 裏書不連続手形の善意取得

7. 人的抗弁 p130～133

[論点1] 「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」

[論点2] 後者の抗弁（最大判 S43.12.25・百 36）

[論点3] 二重無権の抗弁（最判 S45.7.16・百 35）

8. 支払 p133～134

[論点1] 裏書不連続手形の所持人に対する支払いによる善意支払の成否

[論点2] 善意支払における「善意」の意味

9. 遡求 p134～135

10. 利得償還請求権 p135

11. 手形保証 p135～136

[論点1] 主債務が実質的に無効である場合（最判 S45.3.31・百 63）

12. 白地手形 p136

第2章 小切手 p137

商法総則・商行為法

1. 商法総則・商行為法の適用範囲 p138

[論点 1] 自然人の商人資格の取得時期 (最判 S33.6.19・百 3)

2. 商業登記 p139

3. 商号 p139

4. 営業譲渡 p139

5. 商業帳簿 p139～140

6. 商業使用人と代理商 p140

7. 商行為・商人の行為に関する規定 p140～141

[論点 1] 相手方が代理人との法律関係を選択した場合の処理 (最大判 S43.4.24・百 37)

8. 商事売買 p141～142

[論点 1] 不特定物売買への適用 (最判 S35.12.2・百 51)

[論点 2] 検査・通知義務を履行した買主の権利の内容・消長 (最判 H4.10.20)

9. 仲立・取次 p142

10. 陸上運送営業と倉庫営業 p142～144

11. 場屋の主人の責任 p144

12. 匿名組合 p144

13. 交互計算 p146

〔論点 4〕 無効主張権者

利益相反取引規制の趣旨は会社の利益保護にあるし、取締役による無効主張は不当であり、また、相手方による無効主張は不当な投機に利用される危険がある。

そこで、規制違反の利益相反取引の無効を主張できるのは会社に限られると解する。

なお、会社債務の保証人が会社に求償を求めた場合の処理の問題を理由に、保証人による無効主張は、それが信義則に反する事情がなければ許容されるべきであるとする見解もある。

A

最判 S48.12.11

〔論点 5〕 類型的にみて会社の利益を害するおそれがない取引

利益相反取引規制の趣旨は会社の利益保護にあるから、類型的にみて利益衝突がなく会社の利益を害するおそれがない取引には、直接取引に該当しても、会社の承認を要しないと解する。¹⁷⁾

A

〔論点 6〕 株主全員の同意

利益相反取引規制の趣旨は、会社ひいては株主の利益保護にあるから、株主全員の同意がある場合には取締役会の承認は不要であると解する。

なお、会社債権者の保護は詐害行為取消権（民法 424 条）や取締役の対第三者責任（429 条 1 項）で図り得るため、不当でないと考える。

A

最判 S49.2.6・百 56

〔論点 7〕 一人会社と一人株主との間における利益相反取引

①一人株主である取締役が自己の名義で取引する場合と、②100%子会社の取締役が 100%親会社を代表して 100%子会社との間で取引をする場合がある。

一人会社・一人株主間での利益相反取引においては、両者間に実質的な利益相反関係はないため、株主の利益保護を趣旨とする利益相反取引規制を及ぼす必要がないから、会社の承認は不要であると解する。

なお、会社債権者の保護は詐害行為取消権（民法 424 条）や取締役の対第三者責任（429 条 1 項）で図り得るため、不当でないと考える。

A

最判 S45.8.20

（4） 監査等委員会の事前の承認

利益相反取引について監査等委員会の承認（399 条の 10）を事前に得ていた場合には、423 条 3 項の推定規定は適用されない（423 条 4 項）。

もっとも、直接取引をした取締役・間接取引において会社と利益相反関係に立つ取締役が監査等委員である場合には、判断の公正性の担保が乏しいから、423 条 4 項の適用はない（同条項括弧書）。

また、監査等委員会の承認がある場合であっても、取締役会の承認（365 条 1 項、356 条 1 項 2 号・3 号）が不要になるわけでない。

（5） 任務懈怠の推定

利益相反取引によって株式会社に損害が生じたときは、会社の承認の有無

¹⁷⁾ あくまでも、類型的に見て会社の利益を害するおそれがない取引についてのみ、会社の承認が不要とされるにとどまる。類型的にみて会社の利益を害するおそれがないとはいえないものの、実際の取引条件に照らすと会社の利益を害さない取引であったという事案では、会社の承認を要する利益相反取引に該当すると解される。

類型的に見て会社の利益を害するおそれがない取引としては、「無利息・無担保での取締役からの借入れ、債務の履行、普通取引約款に基づく取引」などが挙げられる。

にかかわらず、以下の取締役の任務懈怠が推定される（423条3項柱書）。

①356条1項柱書の取締役（1号）

➡自己のために直接取引をした取締役、第三者のために直接取引をした取締役、間接取引において会社と利益相反関係に立つ取締役

②利益相反取引をすることを決定した取締役（2号）

➡会社を代表し当該取引をすることを決定した取締役

③利益相反取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（3号）

➡議事録に異議をとどめないものは賛成したものと推定される（369条5項）

〔論点8〕利益相反取引における取締役の任務

任務懈怠とは別に免責事由が規定されている（428条1項）ことに鑑み、利益相反取引における取締役の「任務」は、公正な条件で取引を行うことにありと解すべきである（公正な取引条件説）。^{18) 19)}

A

10. 取締役の報酬等

A 総まぐり 98~105 頁

（1）報酬等の決定手続

ア. 定款による規定又は株主総会決議による決定

取締役の報酬等（＝報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益）については、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める（361条1項）。

イ. 上場会社等におけるルール

令和1年改正法により、上場会社等における取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させる趣旨で、上場会社等の取締役会は、定款又は株主総会決議により取締役の個人別の報酬等の内容が具体的に定められていない場合には、その内容についての決定に関する方針を定めなければならないこととした（361条7項）。

ウ. 株式や新株予約権を報酬等として支給する場合

（ア）報酬規制との関係

取締役に対して、インセンティブ報酬として、自社の株式（株式報酬）や新株予約権（ストック・オプション）を付与することがある。

その方式としては、①株式又は新株予約権そのものを非金銭報酬（361

¹⁸⁾ 公正な取引条件説は428条1項を根拠にする見解であるところ、間接取引にも428条1項が類推適用されると解する立場からは、間接取引についても428条1項を根拠とする公正な取引条件説を採用することができるとされる。

¹⁹⁾ 公正な取引条件説では、任務懈怠と善管注意義務違反が分離されることになる。「任務」は公正な条件で取引を行うことというように、結果債務的に把握されるため、取引条件が不公正であれば、取引条件が公正になるように善管注意義務を尽くしたかどうかを問わず、任務懈怠が認められることになる。取引条件が公正になるように善管注意義務を尽くしたかどうかは、免責事由（428条1項）の問題に位置づけられる。そうすると、「自己のために」直接取引をした取締役以外の取締役は、①当時の状況に照らして取引条件が公正であったことを主張立証することにより、任務懈怠の推定を覆すことができる。また、②取引に際して公正な取引が行われるよう善管注意義務を尽くしたことを免責事由（428条1項）として主張立証することで責任を免れることもできる。また、「自己のために」直接取引をした取締役も、①の主張立証により任務懈怠の推定を覆すことで、責任を免れることは可能である。